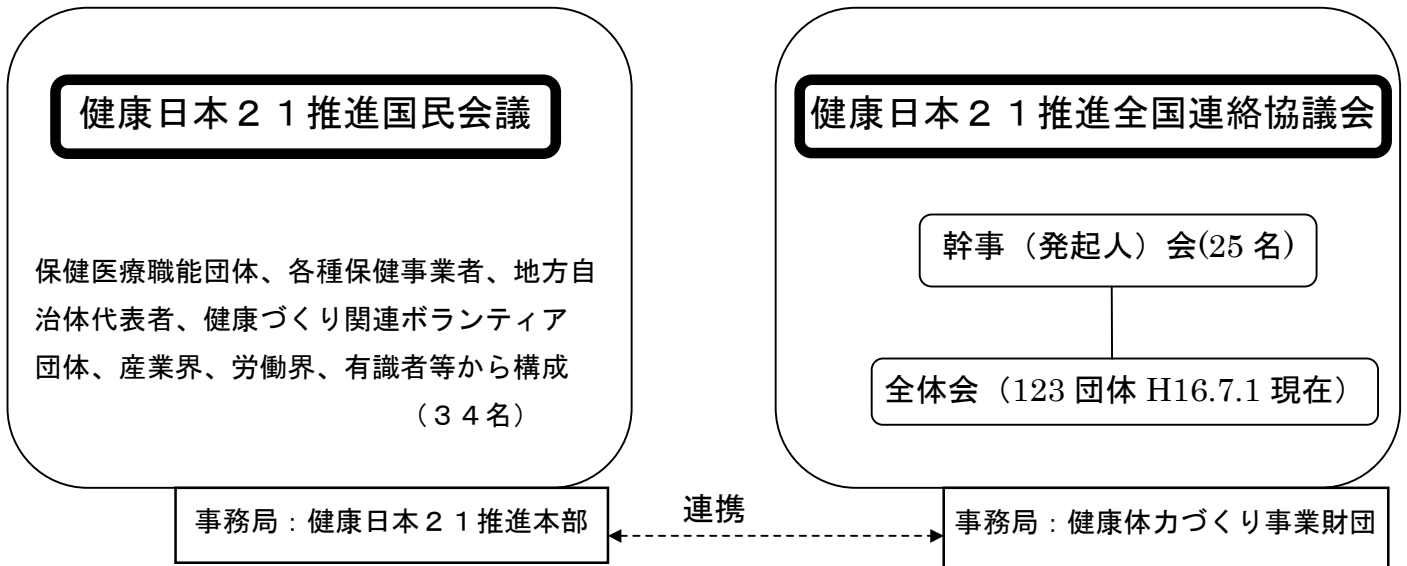


## 資料 1-2

### 施策の概要 参考資料

「健康日本21」の推進 . . . . .	1
栄養・食生活 . . . . .	6
身体活動・運動 . . . . .	12
休養・こころの健康づくり . . . . .	15
歯の健康 . . . . .	16

# 1. 健康日本21推進国民会議・協議会の概要



- ・官民共同した国民健康づくり運動の意識の涵養
  - ・先駆的活動事例等の情報発信  
(モデル団体等の表彰等)
  - ・官民共同の取組の推進  
(健康日本21全国大会の開催、標語募集等)
- 官民共同による  
社会各層の国民健康づくり運動の  
意識涵養（声かけ・情報発信）の場

- ・健康日本21への参加呼びかけ
  - ・協議会の活動基本方針の策定（幹事会）
  - ・各団体の基本方針と実施計画の取りまとめ
  - ・各団体の取組みについての情報交換
  - ・普及啓発、研修等の共同事業の企画・調整・実施
- 健康づくりに積極的な  
民間団体等による実践推進の場

※都道府県における同様の会議のモデルとなることを目指す

## 2. 健康日本21推進国民会議 委員名簿

浅地	正一	日本商工会議所特別顧問
浅野	史郎	全国知事会社会文教調査委員会委員長
市毛	良枝	俳優
井堂	孝純	社団法人日本歯科医師会会長
稻森	俊介	食品産業中央協議会理事
岡野	吉春	社団法人日本ウォーキング協会会長
笠井	鐵夫	日本放送協会副会長
加藤	剛	俳優
加藤	陸美	財団法人健康・体力づくり事業財団理事長
金子	洋	財団法人社会保険健康事業財団理事長
岸	洋人	読売新聞東京本社総務局次長兼人事部長
北川	定謙	財団法人日本公衆衛生協会理事長
久慈	竜也	社団法人日本PTA全国協議会厚生委員会副委員長
米谷	啓和	社団法人日本青年会議所会頭
清家	孝	全国商工会連合会会長
高久	史磨	自治医科大学学長
武田	國男	日本製薬団体連合会会長
多田	羅浩三	放送大学「生活と福祉」専攻(日本公衆衛生学会理事長)
対馬	忠明	健康保険組合連合会専務理事
寺岡	暉	社団法人日本医師会副会長
長尾	立子	社会福祉法人全国社会福祉協議会会長
長嶋	茂雄	東京読売巨人軍名誉監督
中西	敏夫	社団法人日本薬剤師会会長
中村	丁次	社団法人日本栄養士会会長
西室	泰三	社団法人日本経済団体連合会副会長
人見	一夫	日本労働組合総連合会会長代行
平山	宗宏	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本こども家庭総合研究所所長
北郷	勲夫	社団法人国民健康保険中央会理事長
松谷	満子	財団法人日本食生活協会会長
南	裕子	社団法人日本看護協会会長
宮田	勇	全国農業協同組合中央会会長
三好	章	全国市長会副会長
矢野	亨	財団法人日本学校保健会会長
山本	文男	全国町村会長

### 3. 健康日本21推進全国連絡協議会 加入会員団体名簿

平成16年7月1日現在

NO.	団体(組織)名	NO.	団体(組織)名
1	(NPO)全国市町村保健活動協議会	61	(財)メンタルヘルス岡本記念財団
2	(NPO)日本健康運動指導士会	62	(財)予防医学事業中央会
3	健康日本21推進フォーラム	63	社会福祉法人全国社会福祉協議会
4	健康保険組合連合会	64	(社)アルコール健康医学協会
5	(財)医療情報システム開発センター	65	(社)国民健康保険中央会
6	(財)エイズ予防財団	66	(社)真向法協会
7	(財)家庭保健生活指導センター	67	(社)全国結核予防婦人団体連絡協議会
8	(財)がん研究振興財団	68	(社)全国体育指導委員連合
9	(財)結核予防会	69	(社)全国地区衛生組織連合会
10	(財)健康・生きがい開発財団	70	(社)全国保健センター連合会
11	(財)健康・体力づくり事業財団	71	(社)全国老人保健施設協会
12	(財)公衆衛生振興会	72	(社)全国労働衛生団体連合会
13	(財)厚生年金事業振興団	73	(社)全日本司厨士協会
14	(財)骨粗鬆症財団	74	(社)全日本断酒連盟
15	(財)笹川スポーツ財団	75	(社)長寿社会文化協会
16	(財)社会教育協会	76	(社)日本医師会
17	(財)社会保険健康事業財団	77	(社)日本ウオーキング協会
18	(財)住友生命健康財団	78	(社)日本エアロビックフィットネス協会
19	(財)船員保険会	79	(社)日本エアロビック連盟
20	(財)全国保健福祉情報システム開発協会	80	(社)日本栄養士会
21	(財)全国老人クラブ連合会	81	(社)日本家族計画協会
22	(財)総合健康推進財団	82	(社)日本看護協会
23	(財)大同生命厚生事業団	83	(社)日本給食指導協会
24	(財)体力づくり指導協会	84	(社)日本健康倶楽部
25	(財)大和証券ヘルス財団	85	(社)日本歯科医師会
26	(財)長寿科学振興財団	86	(社)日本循環器管理研究協議会
27	(財)長寿社会開発センター	87	(社)日本女子体育連盟
28	(財)千代田生命健康開発事業団	88	(社)日本小児保健協会
29	(財)東京労働者福祉厚生協会	89	(社)日本精神病院協会
30	(財)動脈硬化予防研究会	90	(社)日本青年会議所
31	(財)難病医学研究財団	91	(社)日本調理師会
32	(財)日本ウエルネス協会	92	(社)日本PTA全国協議会
33	(財)日本オリンピック委員会	93	(社)日本フィットネス産業協会
34	(財)日本学校保健会	94	(社)日本産婦人科医会
35	(財)日本がん知識普及協会	95	(社)日本薬剤師会
36	(財)日本ゲートボール連合	96	(社)母子保健推進会議
37	(財)日本健康スポーツ連盟	97	全国衛生部長会
38	(財)日本健康開発財団	98	全国保健師長会
39	(財)日本公衆衛生協会	99	全国社会保険労務士会連合会
40	(財)日本食生活協会	100	全国商工会連合会
41	(財)日本心臓財団	101	全国地域婦人団体連絡協議会
42	(財)日本成人病予防会	102	全国保健所長会
43	(財)日本精神衛生会	103	中央労働災害防止協会
44	(財)日本体育協会	104	日本エスコフィエ協会
45	(財)日本体育協会日本スポーツ少年団	105	日本3B体操協会
46	(財)日本対ガン協会	106	日本ドッグズウォーク協会
47	(財)日本退職公務員連盟	107	(社)日本経済団体連合会
48	(財)日本糖尿病財団	108	日本体育学会
49	(財)日本農村医学研究会	109	日本労働組合総連合会
50	(財)日本プロスポーツ協会	110	(社)メディカル フィットネス協会
51	(財)日本予防医学協会	111	実践体育学研究会
52	(財)日本リウマチ財団	112	(財)エム・オー・エー健康科学センター
53	(財)日本レクリエーション協会	113	日本臨床内科医会
54	(財)年金保養協会	114	日本運動療法推進機構
55	(財)復光会	115	NPO法人 ジュース
56	(財)ほけ予防協会	116	特定非営利活動法人日本成人病予防協会
57	(財)保健同人事業団	117	日本公衆衛生学会
58	(財)保健福祉広報協会	118	(社)日本理学療法士協会
59	(財)母子衛生研究会	119	(社)地域医療振興協会
60	(財)三井生命厚生事業団	120	(財)東京顕微鏡院
		121	(財)北陸体力科学研究所
		122	(財)日本口腔保健協会
		123	(財)船員災害防止協会

## 4. 「健康日本21」地方計画の策定状況について

(都道府県)

全ての都道府県において計画策定済 (平成14年3月末)

(市町村、特別区)

	総数	計画策定済	平成16年度 中 策定予定	平成17年度 中 策定予定	平成18年度 中 策定予定	未定
保健所 政令市	57	54	3	—	—	—
東京都 特別区	23	21	1	—	—	1
その他 市町村	3,043	1,147	419	166	38	1,273
合計	3,123	1,222	423	166	38	1,274

(平成16年7月1日現在)

※未定には平成19年度以降策定予定も含まれている。

## 5. 市町村健康増進計画策定状況 (平成16年7月1日現在)

都道府県名	市町村数	策定済	策定率	H16年度中	H17年度中	H18年度中	H19年度中	策定期間未定
北海道	208	41	19.7%	35	15	1	0	116
青森	67	64	95.5%	2	0	0	0	1
岩手	58	45	77.6%	11	0	0	0	2
宮城	68	41	60.3%	12	3	0	0	12
秋田	68	35	51.5%	9	2	0	0	22
山形	44	30	68.2%	10	0	0	0	4
福島	88	23	26.1%	12	5	0	0	48
茨城	83	9	10.8%	13	7	4	1	49
栃木	48	11	22.9%	1	3	0	2	31
群馬	69	33	47.8%	13	3	0	0	20
埼玉	88	25	28.4%	8	5	4	0	46
千葉	77	14	18.2%	6	3	1	0	53
東京	39	3	7.7%	11	3	5	0	17
神奈川	33	11	33.3%	5	3	1	0	13
新潟	97	40	41.2%	13	7	0	0	37
富山	34	14	41.2%	1	3	0	0	16
石川	38	10	26.3%	5	3	1	0	19
福井	34	16	47.1%	5	2	0	0	11
山梨	56	27	48.2%	11	6	0	0	12
長野	116	38	32.8%	37	6	0	0	35
岐阜	79	17	21.5%	8	4	0	0	50
静岡	67	49	73.1%	5	3	0	0	10
愛知	83	49	59.0%	21	2	0	0	11
三重	66	22	33.3%	1	2	0	0	41
滋賀	50	15	30.0%	6	0	1	0	28
京都	38	8	21.1%	3	1	2	0	24
大阪	40	21	52.5%	8	2	0	0	9
兵庫	81	39	48.1%	17	13	1	0	11
奈良	46	32	69.6%	8	2	0	0	4
和歌山	49	26	53.1%	10	4	0	0	9
鳥取	39	26	66.7%	7	0	0	0	6
島根	59	38	64.4%	5	2	0	0	14
岡山	76	42	55.3%	13	1	0	0	20
広島	62	6	9.7%	1	4	9	0	42
山口	52	23	44.2%	8	1	0	1	19
徳島	50	7	14.0%	6	4	1	0	32
香川	36	10	27.8%	6	0	0	0	20
愛媛	61	9	14.8%	11	11	0	0	30
高知	52	2	3.8%	1	2	0	0	47
福岡	93	22	23.7%	8	9	1	0	53
佐賀	49	24	49.0%	4	2	1	0	18
長崎	69	17	24.6%	5	2	0	0	45
熊本	86	28	32.6%	9	4	2	0	43
大分	57	36	63.2%	4	0	0	0	17
宮崎	43	17	39.5%	10	1	1	0	14
鹿児島	95	17	17.9%	3	8	1	1	65
沖縄	52	15	28.8%	11	3	1	0	22
<b>3043</b>	<b>1147</b>	<b>37.7%</b>	<b>419</b>	<b>166</b>	<b>38</b>	<b>5</b>	<b>1268</b>	

※「策定済」、「H16年度中」、「H17年度中」、「H18年度中」、「H19年度中」以外は全て「策定期間未定」として整理している。

※保健所政令市、特別区は除く。

# 1 . フードガイド ( 仮称 ) 検討会開催要領

平成 1 6 年 1 2 月  
厚生労働省健康局  
農林水産省消費・安全局

## 1 趣 旨

平成 1 2 年 3 月に文部省、厚生省、農林水産省により「食生活指針」が策定され、食に携わる関係者の取組方針を定めた「食生活指針の推進について」が閣議決定されるなど、心身ともに健康で豊かな食生活の実現に向けた普及・啓発に努めてきたところである。

しかし、肥満の増大、外食における野菜摂取不足、食塩・脂肪のとり過ぎ、外食機会の増加等が見られ、食生活の改善を行う上で「何を」「どれだけ」食べればよいのかといった食事(食品)選択場面でのわかりやすい情報提供が必要となってきた。食生活指針は広く一般国民に対するスローガンを示したものであり、個々の食生活改善への実践に向けては、個々の食生活の問題点が把握でき、具体的な行動変容に結びつく情報の提供が急務である。とりわけ、30～60歳代男性の3割が肥満である状況を改善に導くこと、単身者や子育てを担う世代への正しい栄養・食生活に関する知識の普及が緊急の課題である。

このため、「フードガイド(仮称)検討会」を設置し、個々人が食生活の問題点を把握でき、具体的な行動変容に結びつけるためのわかりやすく魅力的でかつ適切な食生活を実践できる媒体となり、また外食におけるメニュー、小売店等の売場、食品のパッケージなどにおいても利用できるフードガイド(仮称)の策定等について、食育の推進、日本人の食事摂取基準の改定及び食料・農業・農村基本計画の改定の状況も踏まえつつ、検討を行うこととする。

## 2 検討事項

- (1) フードガイド(仮称)を構成する内容について
- (2) 食品産業での具体的普及・啓発方法について
- (3) その他関連する事項

なお、別途設置する作業部会の報告に基づき、検討を行うものとする。

## 3 構成・運営

- (1) 検討会は、厚生労働省健康局長及び農林水産省消費・安全局長が委嘱する学識経験者、食品産業関係者等をもって構成する。
- (2) 検討会の座長は、委員の互選により選任する。
- (3) この要領に定めるものの他、検討会の運営に関し必要な事項は座長が厚生労働省健康局長及び農林水産省消費・安全局長と協議の上定める。

## 4 事務局

検討会の事務局は、厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室及び農林水産省消費・安全局消費者情報官に置く。

(別 添)

フードガイド(仮称)検討会委員名簿

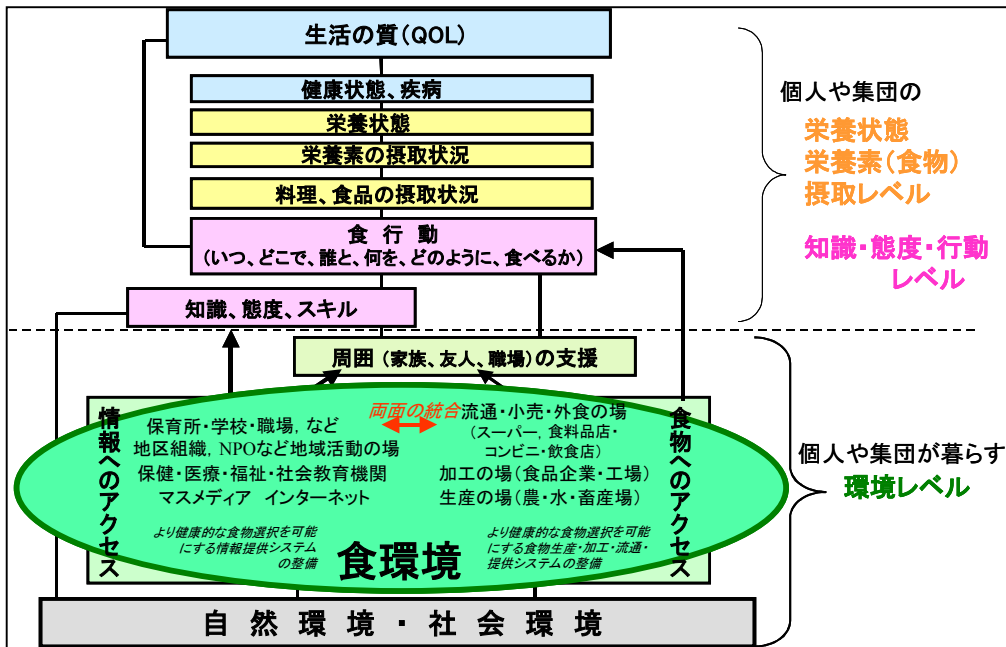
(五十音順)

- 伊藤 俊一 社団法人日本フードサービス協会会員企業・  
株式会社ジョナサン広報担当
- 伊藤 廣幸 社団法人日本フランチャイズチェーン協会 担当部長・  
株式会社ローソン総務ステーションシニアリーダー
- 尾坂 昇治 株式会社シナジー代表取締役
- 武見 ゆかり 女子栄養大学栄養学部助教授
- 田中 清三 全国飲食業生活衛生同業組合連合会会長
- 津志田藤二郎 独立行政法人食品総合研究所食品機能部長
- 中村 丁次 社団法人日本栄養士会会長
- 永田 浩三 日本放送協会番組制作局情報番組センター部長
- 服部 幸應 学校法人服部学園理事長
- 早淵 仁美 福岡女子大学人間環境学部教授
- 針谷 順子 高知大学教育学部教授
- 松谷 満子 財団法人日本食生活協会会長
- 宮川 誠一 日本スーパーマーケット協会販売促進委員会委員・  
株式会社ライフコーポレーション首都圏販売促進部首都圏販売演  
出課長
- 横田 倫子 消費科学連合会企画委員
- 吉池 信男 独立行政法人国立健康・栄養研究所研究企画・評価主幹



## 2. 健康づくりのための食環境整備に関する検討会報告書(抜粋)

(平成16年3月)



(「健康日本21」栄養・食生活分野 付録1「栄養・食生活と健康、生活の質などの関係について」を基に作成)

### 図15 食環境整備に関する施策、資源、ツール、取組の現状

取組み	<p>より健康的な食物選択を可能にする情報提供システムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆学習・相談の場の提供 (地域、学校、職場、遊園地、など)</li> <li>◆マスメディアによる情報提供</li> <li>◆ホームページによる栄養成分表示等の情報提供</li> </ul>	<p>(両者の統合が必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆外食・給食メニュー等への栄養成分表示</li> <li>◆(健康に配慮した食物と情報が得られる施設)の設営・開設</li> </ul>	<p>より健康的な食物選択を可能にする食物生産・加工・流通・提供システムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆栄養管理された給食の提供</li> <li>◆健康に配慮したメニュー(ヘルシーメニュー)の提供</li> <li>◆乳幼児期～高齢期までライフステージに応じた食事・食物の提供</li> <li>◆食品への栄養素の強化等</li> <li>◆食品ロスの少ない食事・食物の提供</li> </ul>	食物へのアクセス
	<p>ツール (学習教材・媒体) Tool</p> <p>食事摂取基準 6つの基礎食品群 (Food Guide) 食品成分表 食生活指針 (ビジュアルデザイン)</p>	<p>資源 Resources</p> <p>管理栄養士・栄養士 調理師 食生活改善推進員 ヘルスサポーター ……                  関連団体・機関: 健保組合、国保中央会、日本栄養士会、日本食生活協会、……                  全国飲食業生活衛生同業組連合会、日本フードサービス協会、マスメディア、民間企業、NPO、NGO ……                  (独)国立健康・栄養研究所などの研究機関、学術団体、大学……</p>	<p>施策 Policy</p> <p>外食栄養成分表示ガイドライン 食品の栄養表示基準 特定給食施設の栄養管理基準 等                  21世紀の栄養・食生活あり方検討会報告 健康日本21 健康増進法</p>	

### 3. 地域における行政栄養士の業務について

(平成15年10月30日通知概要)

#### 1. 局長通知

- ① 健康増進法に基づく基本方針の策定、地域保健法に基づく地域保健指針の改正に対応した地域における行政栄養士の役割を明記。
- ② 地域における健康づくり及び食生活改善に関する事業の企画立案、予算化など施策化の推進に積極的に参画。
- ③ 地域保健対策関係部門へ行政栄養士を適切に配置。
- ④ 人材育成指針に基づき体系的に現任教育等を実施。
- ⑤ 都道府県市町村健康増進計画の策定及び実施等に当たっては、行政栄養士を積極的に活用。

#### 2. 室長通知

- ① 市町村における行政栄養士の役割、業務内容。
  - ・ 健康教育、生活改善等の健康相談、栄養指導等を通じて、住民の健康づくり及び食生活改善に対する直接的な支援を実施。
  - ・ 市町村健康増進計画の策定及び実施にあたり、専門的な知識及び技術を活用。
- ② 保健所における行政栄養士の役割、業務内容。
  - ・ 健康情報の収集、分析及び提供並びに市町村に対する技術的支援を通じ、管内の健康づくり及び食生活改善の中核的拠点としての役割。
  - ・ 事業の企画立案に対し関係部門との調整への積極的参画。
  - ・ 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、必要な指導及び助言を行うこととする。
- ③ 都道府県、政令市及び特別区の本庁における行政栄養士の役割、業務内容。
  - ・ 保健所における特定給食施設等に対する指導の体制整備。
  - ・ 農業政策部門、教育委員会等と連携して、「健康日本21」及び「食生活指針」に基づいた具体的な事業の推進。

## 4. 行政栄養士数

(平成16年7月1日現在)

	都道府県		政令市		特別区		市町村		合計	
	総数	うち管理 栄養士	総数	うち管理 栄養士	総数	うち管理 栄養士	総数	うち管理 栄養士	総数	うち管理 栄養士
本庁	119 (8)	112 (3)	135 (22)	121 (16)	40 (2)	24	2,415 (448)	1,497 (227)	2,709 (480)	1,754 (246)
* 保健所	747 (31)	725 (25)	447 (28)	430 (24)	148 (1)	144 (1)	- -	- -	1,342 (60)	1,299 (50)
合計	866 (39)	837 (28)	582 (50)	551 (40)	188 (3)	168 (1)	2,415 (448)	1,497 (227)	4,051 (540)	3,053 (296)

\* 支所、保健センターを含む

(厚生労働省生活習慣病対策室調)

・ ( ) は嘱託・非常勤においても常勤と同等の勤務時間(目安・週4日以上かつ1日6時間以上)で勤務している場合の再掲

## 5. 栄養士免許交付数の推移

	総数 (累計)	免許 交付数	免許取得資格	
			養成施設卒業	試験合格
昭和20～25年	7,070	—	—	—
30	17,937	3,822	3,452	370
40	94,705	10,029	9,971	58
50	245,051	17,506	17,332	174
60	433,378	19,259	19,246	13
平成7年	639,578	22,110	22,110	0
平成12年度	760,274	19,539	19,539	0
13年度	779,600	19,326	19,326	0
14年度	798,366	18,766	18,766	0

(平成7年までは12月末現在 資料：衛生行政報告例)

## 6. 管理栄養士交付数の推移

	総数 (累計)	交付数	登録資格		
			試験合格	附則特例	養成施設卒業
昭和40年	1,671	420	290	130	—
50	9,878	1,566	226	155	1,185
60	28,097	2,047	434	318	1,295
平成7年	71,733	5,250	5,225	0	25
12	96,677	4,850	4,813	0	37
13	101,386	4,709	4,681	0	28
14	106,020	4,634	4,616	0	18
15	110,776	4,756	4,735	0	21

(各年12月末現在 資料：厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室)

## 7. 栄養士養成施設設置状況

	総計 (累計)	指定 施設数	種 類 別			
			大学	短大	各 種 校	
					うち専攻科	学 校
昭和25年	17	17	3	7	—	7
30	83	7	24	45	—	14
40	150	5	34	98	—	18
50	273	3	70	177	—	26
	(30)	(0)	(29)			(1)
60	281	1	66	180	—	35
	(30)	(0)	(29)			(1)
平成7年	288	12	66	182	13	40
	(29)	(0)	(29)			
12	304	9	75	190	24	39
	(41)	(8)	(40)			(1)
13	310	10	85	188	24	37
	(50)	(9)	(49)			(1)
14	333	28	107	187	25	39
	(75)	(25)	(72)			(3)
15	330	17	114	175	26	41
	(88)	(13)	(84)			(4)
16	322	6	117	164	24	41
	(92)	(4)	(87)			(5)

(各年度当初現在 資料：厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室)

注：( )内は管理栄養士養成施設であり再掲である。

# 1. 健康増進施設

根拠	健康増進施設認定規程(昭和63年厚生省告示第273号)		
認定を行う者	厚生労働大臣		
認定期間	10年間		
施設類型	運動型	温泉利用型	温泉利用プログラム型
認定要件	<p>①有酸素運動及び筋力強化運動等の補強運動が安全に行える設備の配置(トレーニングジム、運動フロア及びプールの全部又は一部)</p> <p>②体力測定、運動プログラム提供及び応急処置のための設備の配置</p> <p>③健康運動指導士その他運動指導者等の配置</p> <p>④医療機関と適切な連携関係を有していること</p> <p>⑤継続的利用者に対する指導を適切に行っていること</p>	<p>⑥健康増進のための温泉利用を実践するための設備の配置(全身及び部分浴槽、圧注浴槽又は気泡浴槽、蒸気浴設備又は熱気浴設備等)</p> <p>⑦温泉利用指導者の配置</p>	<p>①体重・血圧測定、温泉利用プログラム提供、生活指導及び応急処置のための設備の配置</p> <p>②温泉利用プログラムを実践するための設備の配置</p> <p>③温泉入浴指導員の配置</p> <p>④医療機関と適切な連携関係を有していること</p>
認定施設数	327施設	29施設	0施設
医療費控除の有無	有	有	無
医療費控除制度の概要	指定運動療法施設において、かかりつけ医師の処方箋に基づき運動療法及び温泉療法を行う際、その施設の利用料等について所得税の医療費控除の対象となる。		
指定運動療法施設認定要件	<p>①厚生労働大臣認定健康増進施設であること</p> <p>②健康運動指導士及び健康運動実践指導者が配置されていること</p> <p>③提携医療機関の担当医が健康スポーツ医(日本医師会資格)等であること</p> <p>④1回毎の施設利用料金が5千円以内に設定されていること</p> <p>⑤会員以外の者に運動療法等のための利用を認めること等</p>		
指定運動療法施設数	136施設	3施設	

※施設数はH16.12.1現在

## 2. 健康づくりのための運動指導者

根拠	健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令(平成13年省令第98号)			
実施主体	(財)健康・体力づくり事業財団(平成13年省令119号)			
資格要件	講習会を受講し、修了後に行う試験に合格した者に、健康運動指導士及び健康運動実践指導者の登録資格が与えられる。			
資格名	健康運動指導士	健康運動実践指導者		
受講資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、保健師又は管理栄養士の資格を有する者</li> <li>・4年制体育系大学(教育学部体育系学科を含む)及び医学部保健学科卒業者(見込み含む)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育系短期大学又は体育系専修学校(2年制)若しくはこれと同等以上の学校の卒業者(見込み含む)</li> <li>・3年以上運動指導に従事した経験のある者</li> <li>・上記と同等以上の能力を有すると認められる者</li> </ul> [公務従事者のみ] <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師及び管理栄養士の資格を有する者</li> <li>・3年以上公衆衛生事業に従事した経験のある者</li> </ul>		
講習会及び実施主体	96単位(144時間) (財)健康・体力づくり事業財団	(一般) 33単位(49.5時間) (財)健康・体力づくり事業財団	(公務従事者) 33単位(49.5時間) 都道府県	(養成校学生) 33単位(49.5時間) 養成校による養成講座
(主なカリキュラム)	(講義) <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理概論</li> <li>・栄養と運動</li> <li>・成人病とその予防 等</li> </ul> (実習) <ul style="list-style-type: none"> <li>・エアロビックダンス</li> <li>・水泳</li> <li>・ウォーキング</li> <li>・肥満判定の手技 等</li> </ul>	(講義) <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理概論</li> <li>・栄養と体重調節</li> <li>・運動障害と予防 等</li> </ul> (実習) <ul style="list-style-type: none"> <li>・エアロビックダンス</li> <li>・水泳</li> <li>・ウォーキング</li> <li>・心臓機能蘇生術 等</li> </ul>		
受験資格	講習会修了者	講習会修了者	講習会修了者	講座修了者
試験実施主体	(財)健康・体力づくり事業財団	(財)健康・体力づくり事業財団	都道府県	(財)健康・体力づくり事業財団
登録	(財)健康・体力づくり事業財団			
有効期限	5年間			
平成15年度受講者及び受験者数等				
受講者	898	192	—	5,196
修了者	891	192	—	—
受験者	1,021	216	142	4,394
合格者	902	183	137	3,327
合格率	88.3%	84.7%	96.5%	75.7%
資格登録者数(平成16年3月31日現在)				
総数	9,733	16,191		
男	3,244	4,736		
女	6,489	11,455		
資格登録者の職業				
フィットネスクラブ等	2,290(23.5%)	3,950(24.4%)		
診療所・病院等	1,800(18.5%)	2,023(12.5%)		
健保組合	173(1.8%)	64(0.4%)		
保健所等	1,697(17.3%)	2,510(15.5%)		
学校	609(6.3%)	582(3.6%)		
フリー	897(9.2%)	613(3.8%)		
その他	2,267(23.3%)	6,449(39.8%)		

※公務従事者(都道府県実施)分の受講者数及び受験者数は正確なデータ無し。養成校分の修了者数は正確なデータ無し。

資格登録者の職業欄の括弧書きは全体数からみた構成割合。